

家電公取協ニュース

130

発行日 2015年1月1日

年 頭 所 感



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましてはます。皆様におかれましてはまき新年を迎えられたと存じます。ここに謹んでお慶び申し上げます。さて、昨年一年間を振り返り増税の影響から個人消費が低迷しれまり、各種経済政策による景気の激策や大胆な金融緩和策により、刺激策や大胆な金融緩和策により、

一段と円安・株高が進行するとともに企業業績は改善し、設備投資も増加に転じるなど緩やかながら回復を続けました。今年は、当初計画されていた消費税増税の先送り等もあり先行きが不透明な部分もありますが、この回復基調をより確かなものとし、持続的な経済成長へ繋げていくことが期待されております。

一方、家電業界においては、消費回復の遅れと夏場の 天候不順等の影響から、テレビ、エアコン、冷蔵庫といった主要製品を中心に苦戦が続いておりますが、今後は 安定した買換需要を背景に、4K対応テレビに代表される高付加価値製品の継続的な提案に加えて、太陽光発電、 HEMSなどの省エネ・創エネ・蓄エネ製品への取り組み等で単価アップを図ることにより、一昨年レベルの需要水準に回復することが期待されます。

このような市場環境の中、昨年6月に景品表示法の改正が行われました。一連の食品・メニュー虚偽表示問題に端を発した法改正であり、昨年12月1日より施行さ

れ、再改正として来年以降に課徴金制度の導入も正式に 決定しております。

当協議会としましては、昨年は改正景品表示法への対応において、関連指針(案)へのパブリックコメントに積極的な意見具申を行うとともに、会員企業を対象としたセミナー等を開催し、その普及・啓発に努めてまいりました。本年も改正景品表示法施行後の実態把握や再改正に向けての対応等、引き続き関係省庁と連携を図り、意見具申や情報共有化等を通して会員の皆様方のメリットとなる様な活動を図っていく所存です。

また、昨年7月には、当協議会の統一のシンボルマークとスローガンを制定し報道発表致しました。家電公取協の事業活動の象徴として、会員の皆様方が一つの想いのもとに、シンボルマークとスローガンを積極的に使用していただくことで、規約遵守の再確認と、会員・協議会の知名度アップ、ひいては会員増強に繋げていきたいと考えております。

今後は、一般消費者の表示に対する目がますます厳しくなり、当協議会の位置付けもますます重要になっていくと思われます。会員の皆様方には引き続き、関係部会・委員会等での真摯な取り組みを通して公正競争規約の遵守をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、関係の皆様方のご発展とご健勝 を祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会 会長 田中 久雄



謹んで新年のご挨拶を申し上 ずます。

昨年は、小売業部会において、 平成23年秋から足掛け3年にわたり見直し検討を重ねてまいりました小売業表示規約の変更が、7月25日に官報告示・施行されました。また、家電公取協活動を教徴するシンボルマークとスローガンも制定され、会員店のチラシ等

にはこれらがセットで掲載されるようになりました。 規約の見直しにつきましては、変更案の取りまとめに 少し時間がかかりましたが、それだけ熱心に討議がなされたということでご理解を頂ければ幸いです。規約検討 ワーキンググループの主査を務めた私の思いは「家電小売業を、お客様の気持ちになった業界にしていかねばならない」ということです。単に違法でなければよい、というのであれば、業界ルールとしての規約の意味がありません。消費者が誤認しないことはもちろん、消費者にとってより分かりやすい表示に改善していくという姿勢を示すことで、消費者から一層支持される業界にしていきたいと常々考えております。

今回の変更内容には、通信契約とのセット販売表示におけるルールや、長期保証表示でのルール、他店に対抗して安くする旨表示する際のルールなどが含まれますが、更に時間をかけて検討する課題もあります。年頭に

あたり、改めて会員各位には、良識の範囲で、より良い 業界にする努力をお願い致します。

また、昨年末には改正景品表示法が施行され、都道府 県知事の権限が強化されるとともに、不当表示等を未然 に防止するため、事業者に、景品類の提供及び表示の管 理上の措置を講じることが義務付けられました。従来か ら公正競争規約を遵守するための努力を行っている事 業者は新たに特段の措置を講ずる必要は無い、とガイド ラインに記されておりますが、表示に対する消費者の目 は厳しくなっておりますので、一段と気を引き締めて、 適正な表示に取り組まねばなりません。

さらに、年末の国会では不当表示に課徴金を賦課する 改正法が成立し、遅くとも平成28年春には施行される こととなりました。不当表示規制の抑止力を高めること が狙いと聞いておりますが、家電小売業にとって売上の 3%という課徴金額は非常に大きな経済的負担です。今 年発表されるガイドライン等については、小売業部会の 中でも研究を進めていきたいと考えております。 シンボルマークとスローガンは、2年目を迎えます。

シンボルマークとスローガンは、2年目を迎えます。 会員各社の協力により、徐々に認知度は高まってまいり ました。今年も、シンボルマークやスローガンに恥じない『正しい表示』を推進することをお約束し、新年のご 挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会副会長 北原 國人

2014年 家電公取協の動き

	主な活動内容	主な社会の動き
1月		・日本電機工業会の統計で 2013 年の白物国内出荷額が2兆2,893億円で過去 10年で最高に(1/27)
2月	• 小売業部会本部規約指導委員会(2/25)	・ ソチ冬季オリンピック開催(2/7~2/23)・ 関東・甲信各地で観測史上最大の積雪を 記録(2/14)
3月	・ 小売業表示規約に関する表示連絡会(3/12)	日本一高いビル「あべのハルカス」グランドオープン(3/7)
4月	 第32回製造業部会全国支部長会議(4/4) 平成25年度第3回理事会(4/18) 平成25年度第3回小売業部会役員会(4/18) 消費者裁判手続特例法セミナー(4/23) 製造業表示規約及び製品業景品規約の各施行規則を一部変更承認。「家電品」の範囲を変更(4/28) 春の叙勲で北原副会長が旭日中綬章を受章(4/29) 	・消費税が5%から8%に増税(4/1)・韓国沖でクルーズ旅客船の転覆事故発生、死者294名に(4/16)
5月	 第42回景品規約遵守体制強化月間(5月~7月) 	・宇宙飛行士の若田光ーさんが宇宙船ソユーズで帰還。日本人初の船長任務と通算滞在日数の日本人最長記録を更新(5/14)
6月	 ・ 小売業部会本部規約指導委員会(6/10) ・ 平成26年度第1回理事会(6/18) ・ 平成26年度第1回小売業部会役員会(6/18) ・ シンボルマークと標語を制定(6/18) ・ 平成26年度「正しい表示 店頭キャンペーン」が佐賀県支部でスタート(6/18) ・ 平成26年6月度小売業部会本部チラシ調査実施(6/21~7/5) 	・改正景品表示法(事業者への表示等の管理上の措置義務付け等)成立(6/6)、公布(6/13)。 ・「虎ノ門ヒルズ」が開業(6/11) ・FIFA ワールドカップ・ブラジル大会(6/12~7/13) ・政府が「規制改革実施計画」を閣議決定。流通・取引慣行ガイドラインの見直し等盛り込む(6/24)
7月	 ・ 小売業表示規約及び施行規則の変更認定・承認(7/15)、施行(7/25) ・ 平成26年度定時社員総会(7/17) ・ 平成26年度第2回理事会(7/17) ・ シンボルマークと標語の制定について報道発表(7/17) 	・集団的自衛権の行使に関して憲法解釈の変更を閣議決定(7/1)
8月	・ 小売業表示規約変更説明会を 2 地区で開催 (8/26 北陸、8/28 東海)	 エボラ出血熱の拡大を受け、世界保健機関(WHO)が「緊急事態」を宣言(8/8) 消費者庁長官に板東久美子氏が就任(8/10) 広島市北部で大規模な土砂災害が発生(8/20)
9月	 ・景品表示法の不当表示への課徴金制度導入に関するパブリックコメント手続に対し意見提出(9/4 製造業部会) ・改正景品表示法の「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」(案)のパブリックコメント手続に対し意見提出(9/16 製造業部会) ・小売業表示規約変更説明会を3地区で開催(9/10九州、9/19四国、9/26 関東甲信越) 	 御嶽山が7年ぶりに噴火。噴火災害としては戦後最悪の死者57人(9/27) イギリスからの独立を問うスコットランドの住民投票は独立否決が多数に(9/18)
10月	 ・ 小売業表示規約変更説明会を3地区で開催 (10/16 東北、10/20 中国、10/21 北海道) ・ 改正景品表示法に関するセミナーを開催(10/22) ・ 製造業部会全国支部活動連絡会議(10/24) ・ 第43 回景品規約遵守体制強化月間(10月~12月) 	・ノーベル物理学賞に、赤崎勇・天野浩・中村修二の3氏が決まる。青色 LED の発明と実用化に貢献した業績認められる(10/7)
11月	 新しい消費者モニター体制が201名でスタート(11/5) 中国の独占禁止法に関するセミナー(11/6) 平成26年度第1回製造業部会役員会兼代表者合同会議(11/26) 平成26年度第2回小売業部会役員会(11/28) 小売業部会本部規約指導委員会(11/28) 	本年2度目の改正景品表示法(不当表示 に対する課徴金制度の導入等)成立 (11/19)、公布(11/27)
12月	 ・独禁法相談事例集解説勉強会(12/9) ・平成26年12月度小売業部会本部チラシ調査実施(12/6~12/20) ・臨時理事会(書面)を開催(会員の入会に関する件) ①12/8~12/19、②12/15~12/26 	 ・改正景品表示法(事業者への表示等の管理上の措置義務付け等)施行(12/1) ・小惑星探査機「はやぶさ2」打ち上げ成功(12/3) ・第47回衆議院議員総選挙(12/14)

小売業部会の動き

◎第2回役員会を開催

平成 26 年 11 月 28 日 (金)、家電公取協にて平成 26 年度 第 2 回小売業部会役員会が開催された。 ①平成 26 年度上半期の 当協議会及び小売業部会事業活動、②平成 26~27 年度当協議会の運営について審議が行われ、いずれも承認された。

◎本部規約指導委員会を開催

平成 26 年 11 月 28 日(金)、家電公取協にて本部規約指導委員会が開催された。冒頭、正副委員長の互選が行われ、新委員長には藤川誠委員(㈱エディオン)が個別加入法人会員からは初めての委員長として選任され、副委員長には天野一光委員(山梨県電機商業組合理事長)が選任された。続いて、①平成 26 年 6 月度本部チラシ調査の結果(4 条違反 6 件)、②違反被疑事案の処



理状況(4条違反3件)、③平成26年度12月度本部チラシ調査の概要、④「支部活動の手引き」の改訂、⑤小売業表示規約変更説明会の実施状況、⑥平成26年度店頭キャンペーンの進捗状況等について審議・報告を行い、承認された。

◎小売業部会 役員会・委員会新体制スタート

役員会
〈敬称略〉

職	名	氏名	団体名又は会社名及び役職名	職名	氏名	団体名又は会社名及び役職名
部会長	北原國人	全国電機商業組合連合会会長	副部会長	岡嶋昇一	㈱エディオン	
		長野県電機商業組合理事長			代表取締役副会長	
役員	10	峯田季志	全国電機商業組合連合会副会長	役員	山田康史	㈱ケーズホールディングス
	貝	拿田子心	山形県電機商業組合理事長			代表取締役副社長
役員	10	濱川祐作	全国電機商業組合連合会副会長	役員	金谷隆平	上新電機㈱
	貝		群馬県電機商業組合理事長			代表取締役副社長
役員	3	伊藤 茂	全国電機商業組合連合会副会長	役員	川村仁志	㈱ビックカメラ
	貝	け豚 以	愛知県電機商業組合理事長	1文 貝	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	副社長
役員	10	牧野伸彦	全国電機商業組合連合会副会長	役員	藤沢和則	㈱ヨドバシカメラ
	貝	拟野仲	京都府電機商業組合理事長			副社長
役員	0	尾藤武士	全国電機商業組合連合会副会長			
	貝		広島県電器商業組合理事長			

本部規約指導委員会

〈敬称略〉

職を	3	氏名	団体名又は会社名及び役職名	職名	氏名	団体名又は会社名及び役職名
副委員長	天野一光	全国電機商業組合連合会理事	委員長	藤川誠	㈱エディオン	
		山梨県電機商業組合理事長	安貝女		常勤監査役	
委員	=	峯田季志	全国電機商業組合連合会副会長	委員	高橋修	㈱ケーズホールディングス
	貝	拿田学心	山形県電機商業組合理事長	安貝		執行役員(CSR推進室長)
委員		濱川祐作	全国電機商業組合連合会副会長	委員	松下友樹	上新電機㈱
	只		群馬県電機商業組合理事長			販売促進部 部長
委員			全国電機商業組合連合会副会長	委員	三枝達実	㈱ノジマ
	貝	け膝 戊	愛知県電機商業組合理事長			特別顧問
委員	0	牧野伸彦	全国電機商業組合連合会副会長	委員	山野比呂志	㈱ヨドバシカメラ
	貝		京都府電機商業組合理事長	女 貝		販売本部 副本部長

任期は、平成28年7月の定時社員総会まで

◎平成 26 年 6 月度本部チラシ調査結果まとまる (平成 26 年 11 月 28 日開催の本部規約指導委員会にて承認)

目 的 小売業表示規約における必要表示事項についての遵守状況の把握

調査期間 平成26年6月21日(土)~7月5日(土)

調査項目 規約第3条(メーカー名、型名、自店販売価格、標準工事料金の表示)

規約第4条(保証、修理、配送等の表示)

規約第5条(幅表示における最大割引率等の適用商品の表示)

その他(法人別・商品別の価格等付記掲載割合)(参考)

対象品目 カラーテレビ、レコーダー、デジカメ、ビデオカメラ、冷蔵庫、電子レンジ、

洗濯機、掃除機、エアコン(9品目)

結果概要 ①チラシ収集枚数 50 枚

②対象品総掲載数 3,845機種(9品目の合計)

③違反件数 規約3条違反 0件、規約4条違反 6件、規約5条違反 0件

④参考: 価格等付記掲載状況 7,170 機種中 2,126 機種(29,7%)

製造業部会の動き

◎平成 26 年度製造業部会 役員会兼代表者合同会議を開催

平成 26 年 11 月 26 日 (水)、東海大学校友会館にて平成 26 年度 製造業部会役員会兼代表者合同会議が開催され全 26 社中 23 社が参加 した。

本年度は、会員相互の意思疎通を図る機会を増やす趣旨から合同会議として開催された。

議事内容は、①平成 26 年度上半期 事業活動について、②平成 26 ~27 年度 当協議会の運営について等の審議が行われた。

議事終了後、消費者庁、公正取引委員会から担当官を招いて講話を実施した。



講話

- 1. 「景表法の改正について」 消費者庁 表示対策課 課長 真渕 博氏
- 2. 「流通・取引慣行ガイドラインについて」 公正取引委員会 取引部 取引企画課 課長 田辺 治氏

改正景品表示法の施行や、流通・取引慣行ガイドラインの見直しが進められており、会員の関心の高いテーマで もあり、活発な質疑応答が行われた。

◎「独占禁止法に関する相談事例集」解説勉強会を開催

開催日: 平成26年12月9日(火)15:00~17:00

会 場:家電公取協会議室

講師:公正取引委員会事務総局

経済取引局 取引部 相談指導室長 遠藤 光氏

参加人数:41名

「独占禁止法に関する相談事例集」は、事業者が独占禁止法に関する 理解を一層深めることを目的に、公正取引委員会が主な相談事例の概要 をとりまとめて毎年公表しているもの。本勉強会では、近年の報告書の うち、特に会員企業にとって関心の高い"流通・取引慣行に関する事例" について、事前質問もふまえ詳細な説明があり、理解を深めることがで きた。



会員の入会

臨時理事会(書面)にて次の2社(いずれも製造業部会)の入会が承認された。 ○㈱グループセブ ジャパン(ブランド名ティファール)、カシオ計算機㈱

※これにより製造業部会の会員数は28社となる。(平成27年1月1日現在)

行政の動き

◎不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が成立

~不当な表示を防止するために課徴金制度を導入~

本改正法は、平成26年11月19日成立し、同年11月27日公布された。施行は、公布の日から起算して1年6月以内の政令で定める日とされている。

今回の改正は、商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、①不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度の導入、②課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講ずることを目的としている。概要は、以下の通り。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 概要

~不当な表示を防止するために課徴金制度を導入~

平成26年11月

不当表示規制の抑止力を高める必要

- ・「食品表示等の適正化 について」(平成25年12 月9日食品表示等問題関 係府省庁等会議)
- →同日、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し課徴金制度等の在り方について諮問
- →平成26年6月10日答申
- ・新たなメニュー表示偽 装の発覚

○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)本則第4条(※本条は平成26年7月2日施行) (政府の措置)

第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後 一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ず るものとする。

○ 衆参消費者問題に関する特別委員会**附帯決議**

「課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の 在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業 者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復 という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。」

不当な表示による願客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

これまでの検討の経緯

- ・不当表示に対する課徴金制度の導入を含む景品表示法改正法案提出(平成20年3月) →審議されないまま廃案
- ・景品表示法の消費者庁移管 →被害者救済制度の総合的な 検討を実施する際にあわせ て検討
- ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会等において検討

課徵金納付命令 (第8条)

対象行為:優良誤認表示、有利誤認表示を対象とする。

不実証広告規制に係る表示行為について、一定の期間内に当該表示の 裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表 示を不当表示と推定して課徴金を賦課する。

- ・賦課金額の算定:対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- 対象期間:3年間を上限とする。
- 主観的要素: 違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められると きは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準:課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない

課徴金額の減額 (第9条)

・違反行為を自主申告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間(第12条第7項)

・違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

・違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

被害回復 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合(返金措置を実施した場合)は、課徴金を命じない又は減額する。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

自主返金により 群徴金の減額を受けようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける。

2: 返金措置(返金)の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って適正に返金を実施する。

3:

報告期限までに報告

返金合計額が 課**徴金額未満の場合**



返金合計額が **課徴金額以上の場合**

課徴金の納付を命じない

施行期日 (附則第1条)

・ 公布日から1年6月以内に施行

課徴金の減額

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方への定期的なアンケートを実施しています。 その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ①今回のモニターアンケートで家電公取協のシンボルマークを知った。新聞折込チラシを見ると、このマークを表示している販売店があり、信頼できるお店だと思った。チラシにこのマークがあると参考になり良いと思う。ホームページの会員名簿に載っているがチラシには表示していない会員販売店もある。販売店ごとの判断になると思うが、シンボルマークを表示することで、ルールを守る取り組みになり、消費者にアピールできるので会員であれば表示してもらいたいと思う。 (新座市 女性)
- ②割引やキャンペーンの場合の多くは、「最大」が強調されすぎていると思います。「最大2万円」という場合に、この最大値引きを受けられる顧客が多数とはとても思えません。平均値、あるいは最も多いケースを例に分かりやすく記載するのが適当ではないかと思います。 (さいたま市 専業主婦)

く編集後記>

あけましておめでとうございます。本年の干支、乙未の人は、頑固者ですが、人情に厚く、人のために動くことが好きな人だそうです。消費者モニター体制も一新され、「わたしの意見」コーナーも新たなモニターの皆様の意見でスタートしました。今年も、皆さんで公取協ニュースの作成に知恵を出し合っていきたいと思います。

宜しくお願い致します。 (K. T)

公益社団法人

全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目19番9号 (虎の門TBLピルディング2階) TEL:03-3591-6023 FAX:03-3591-6032 https://www.eftc.or.jp/

編集·発行人: 樋口純一

П